

会 議 録

名 称 令和5年度第1回 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会
日 時 令和5年4月21日(金) 午前10時00分～午前10時56分
場 所 世田谷区役所 第1庁舎2階 1・2・2会議室
出席委員 山田健太 斉木秀憲 土田伸也 山辺直義 上田啓子 太田雅也 旦尾衛
朝倉宏美 藤原和子 吉田周平 中村重美 大重史朗 小島昭男
事 務 局 総務部長 池田豊 総務部区政情報課長 松見径
DX推進担当部DX推進担当課長 齊藤真徳
DX推進担当課DX推進担当係長 服部英樹
区政情報課区政情報係長 中田周吾
区政情報課区政情報係 立石雄太 吉村航平 西條真規

会議次第

・報告事項

- (1) 世田谷区個人情報保護条例(全部改正)等の施行について
世田谷区個人情報保護条例
世田谷区個人情報の保護に関する規則
世田谷区個人情報保護管理基準
- (2) 令和5年度 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の開催予定について
- (3) 特定個人情報保護評価(予防接種実施事務)にかかる提言に対する回答について

1. 開 会

会長 ただいまから令和5年度第1回世田谷区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

本日の出席委員などにつきまして、事務局から事務連絡をお願いいたします。

区政情報課長 本日は、高山委員から欠席の御連絡をいただいておりますが、過半数の出席がございますので、審議会条例に基づき、会が成立していることを御報告申し上げます。

また、本年4月1日の人事異動により事務局の職員に変更がございました。区政情報課長が末竹から松見、区政情報係長が小田から中田に替わっております。ここで御挨拶をさせていただきます。

委員の皆様、初めてお目にかかります。このたび住民記録・戸籍課から異動してまいりました松見でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

区政情報係長 前任の小田から引き継ぎまして、今年度から区政情報係長に着任いたしました中田でございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

会長 それでは、事前にお送りしております令和4年度第8回審議会の会議録について確認いたします。既に各委員におかれましてはお目通しいただいているものと存じますが、内容、いかがでしょうか。何かありましたらお手をお挙げください。

委員 会議録そのものはほぼ正確に確認されておりますので、その点については特に異議を申し上げることはないんですけれども、幾つか今後の運営に関わることもありますので、二、三質問させていただきたいと思います。時間の関係もあるでしょうから、ポイントだけお答えいただければと思います。

1つは、会議録の20ページにございます区民等とのメール送受信開始についてという、いわゆるメール管理システムの関係についての会議録がございますけれども、そのときに、今回、4月に施行された改正法、それから改正条例の規定に基づいて、情報セキュリティ委員会等諸手続を経た上で、7月のサービス利用開始という御報告が前回あり、そういう記述にもなっているわけですが、このことに関して、その後変更等があるのかどうか、その点を1点確認させてください。

それから2つ目が、これも会議録の23ページのところですけれども、いわゆる開示文書の電子データ（媒体）による交付についてという問題です。これについて、24ページの会議録に書いてございますけれども、今後、審議会への報告、意見聴取というふうにございますけれども、この点での前回の審議会以降の検討の進捗の問題との関わりで、今後どう

いう形でこの審議会にいわば報告なり意見聴取があるのかどうか、これもポイントだけ教えてください。

それから、3点目、25ページのところに関わる、いわゆる今回の報告の中にも触れられておりますけれども、審議会として区長に提言したものに対して、国から事務局長名の回答というのがありますけれども、回答の内容がいろいろ書いていますけれども、要は緊急性というものを理由にして、そのことを理解してほしいと。したがって、これは事後でいいんだというふうな意味合いのことが書かれているわけですがけれども、やっぱり自治体における住民情報の取扱いの主体性、それから自治体が責任を持って住民の個人情報を守っていくという基本的な仕組みを確保するために、どういうふうな在り方が望ましいのかという点での提言を出していたという経過があったと思うんですけれども、これは当審議会の昨年7月8日の基本的な考え方についての中でも、いわば区民が情報主体である、そして、情報主体である区民の情報、個人情報をきちんと守っていくんだよ、そのために必要な仕組みなり、あるいは手続なりをきちんと踏んでいくんだよということが書かれていたわけで、そういう基本的な考え方に沿って世田谷区の条例改正も行われ、改正条例も施行されたと理解をしています。

その点から見ると、今回の国の個人情報保護委員会の事務局長名での回答なるものが、かなり木で鼻をくくったような回答にもなっていますし、そういう点では、自治体が個人情報保護法の改正、それに伴う個人情報保護条例の改正というステップを踏みながらも、今後とも住民の身近な自治体である世田谷区として、住民の個人情報を守っていくんだよという、やっぱりその仕組みを確保するために、これは要望になりますけれども、今後とも国への対応を積極的をお願いしたい。そのことを申し上げて、この会議録については確認させていただくというふうにしたいと思います。

会長 ありがとうございます。3点目については、今日の議事の報告事項(3)ですので、そこはそのときに議論させていただくことにしまして、1点目、2点目について御回答いただけますでしょうか。

D X推進担当課長 区民等とのメールのやり取りの御質問についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の2月の御報告の最後に、今後のスケジュールについて、3月10日に情報セキュリティ委員会、それから製品選定をスタートして、7月にサービスの利用開始と記載していたところです。情報セキュリティ委員会のほうで、了承を得たと

ころですが、製品選定の部分等がこちらのスケジュールどおりにはなかなか進んでおりませんので、7月以降にはなりますが、ご報告した内容で実施できるよう準備を進めているところでございます。

区政情報係長 2点目の御質問について、前回の会議以降の進捗状況と今後の展開といった形でよろしかったでしょうか。

今現在、こちらにつきましては、課内で他自治体等の情報収集をするところから進めています。その上で、こういった方向にするのか等につきましては、審議会等にお諮りしながら、区としての方針を定めていきたいと思っておりますが、まだ、新法の対応等にかかりきりになっておりましたので、そこら辺の情報が取りまとめきれていない状況となっております。引き続き、こちらのほうで情報収集を密に行いまして、審議会の皆様の意見を聴きながら進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。御報告、よろしくお願いいたします。

では、これ以外について会議録はよろしいでしょうか。大丈夫ですか。

(「異議なし」の声あり)

会長 よろしければ、令和4年度第8回審議会の会議録はこのとおり決定いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、傍聴の有無につきまして、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日の審議会につきましては傍聴希望者が1名いらっしゃっておりますので、その旨、御報告いたします。

会長 ただいま事務局から報告がありましたように、審議会の傍聴の可否についてお諮りをいたしたいと思えます。

本日の審議会において、傍聴を認めることに御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ないようでしたら、審議会の傍聴につきまして認めることといたします。

では、傍聴者を入れてください。

区政情報課長 それでは、傍聴される方が入室されますので、少々お待ちください。

(傍聴人入室)

2. 議 事

報告事項

会長 それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。

今日、今年度第1回でありますけれども、新しい個人情報保護条例に基づく審議会の審議が始まるわけですし、私も含めて、どういう形で審議会の議事を進めていくのかにつきましては慣れが多少必要かもしれませんが、お互い少し学びながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日は報告事項が3件と聞いております。

(1)世田谷区個人情報保護条例（全部改正）等の施行について

世田谷区個人情報保護条例

世田谷区個人情報の保護に関する規則

世田谷区個人情報保護管理基準

会長 まず、第1報告事項です。世田谷区個人情報保護条例（全部改正）等についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 資料の1ページ、資料 1を御覧ください。世田谷区個人情報保護条例（全部改正）等の施行についてでございます。

改正個人情報保護法の施行に伴う個人情報保護条例をはじめとした規程の整備を行いまして、本年4月1日付施行となりましたので、現時点における新制度の運用状況について御報告させていただくものでございます。

項番1、改正条例及び関係規程につきましては、次の2ページ目から条文等をつけさせていただいております。

項番2につきましては、新たな個人情報保護制度の運用状況等につきまして、条例を公布して以降の状況を記載しております。

資料の2ページ、資料No.1 - を御覧ください。まず、改正個人情報保護条例につきまして、本審議会にお諮りした事項に関する条文につき御説明いたします。

初めに、3ページ目の第6条において、条例要配慮個人情報についての定義を定めております。

次に、第7条において、条例個人情報ファイル簿を規定してございます。法で作成・公表義務のない本人の数が政令で定める数である1,000人未満の個人情報ファイルについて、法で作成・公表義務が課される個人情報ファイル簿と同等の内容の帳簿を作成・公

表することを定めております。

そうしまして、開示等請求の決定期限に関しまして、次の4ページから5ページにかけて、第8条、第10条及び第11条に規定をしております。いずれも法における決定期限は、請求があった日から「30日以内」としているものを「15日以内」とする規定としております。

続いて、資料の8ページ、資料No. 1 - になります。新たに作成しました世田谷区個人情報の保護に関する規則になります。この規則におきまして、個人情報保護法及び個人情報保護条例の施行に必要な事柄などを定めております。こちら、条例と同じく4月1日に施行しております。

次に、資料の14ページ、資料No. 1 - を御覧ください。世田谷区個人情報保護管理基準でございますが、こちらは、昨年、本審議会にお諮りしたものでございます。お諮りいたしましたとおり、個人情報保護法第66条で求められます安全管理措置の一環として、条例第3条において規則に定める基準として定めたものになります。区における個人情報の取扱いに関する総合的な基準という位置づけとなりまして、個人情報保護管理基準に基づく措置として、審議会から御意見をいただいた個人情報を取り扱う業務の審査基準を組み込んでおります。

資料ですと、42ページから65ページにわたり審査基準を掲載しておりますので、御確認いただければと存じます。

私からの説明は以上になります。

会長 ありがとうございます。今お話がありましたように、今日、重要なのは、14ページ以降の個人情報保護管理基準の中でも、とりわけ一番後ろにチェック欄がついている部分ですが、審査基準の様々なチェック項目。特に私たちが気にしていました外部委託等々の場合の審査基準、別票Bという部分ですけれども、そういう部分がちゃんとこれで大丈夫かどうか。要するに、私たちのこれまでの審議会の議論でチェックしていた状況が内部チェックできちゃんと守られるかどうか大きなポイントになってくるということでもありますけれども、この場ですぐに分かること分からないことがあるかと思いますが、御意見、御要望等がありましたらお聴かせください。よろしく申し上げます。

委員 今、御説明いただいた、いわゆる条例、規則、その後が続いております個人情報保護管理基準、それから、その末尾のほうにございます各審査基準の関係、こういうものを、この間の審議会なり小委員会の中で議論させていただいたものをベースにして作られてい

ると理解しています。その上で、このことについての実際の運用の関係での基本的な考え方といいますか、在り方にも関わると思うんですけれども、今後実際に進めていかなければ分からないところもありますけれども、やっぱり従前は、今日開いておりますような審議会で事前に諮問をする、そこで審査をしてという形だったわけですが、それが、主には審査基準に基づいて、例えば外部委託であるとか、外部提供であるとか、そういった目的外使用も含めて、各個人情報保護管理者であるいわば課長のところ、つまり各所管課において審査を実施するというふうに移行していく。そういう点では、各所管課の責任とか権限、役割というのが非常に大きなものになっていくと理解をするところです。

そういう点では、当然この条例なり、あるいは規則なりに基づき、ただ、この保護管理基準に基づいて、この間の審議会の審議の中で出された様々基本的な考え方を踏まえたものをやっていくと受け止めておりますけれども、そういう理解でよろしいのかどうか。

それから、それとの関係で、これは1ページ目にございます新たな個人情報保護制度の運用状況等についての説明の中で、(1)、(2)、(3)とあります。これは後ほど説明があるのかどうか分かりませんが、特に(3)の個人情報を取り扱う業務の審査基準による審査という括りの説明の中にありますけれども、そこで、いわゆる条例の「要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を含む事案については、審議会に報告する予定である」とこの中でも表現をされています。恐らくこれまで事前審査であったものが事後に報告をするよと。そして、その報告を受けた段階で、審議会の中でも議論となったことだと私も記憶しておりますけれども、内容上、何らかの不明な点、あるいは不適切と判断された場合には、そのことについて説明を求めるというくだりが、審議会なり小委員会の中でもあったかと思いますが、そういう理解でよろしいのかどうか。そこを、一番最初のページの資料の表現の記述の意味も含めて、簡単に御説明いただければよろしいかと思えます。

区政情報係長 事務局から説明をさせていただきます。委員の御質問のとおり、この4月1日から新たな個人情報保護法が施行されまして、個別の案件につきまして審議会に諮問するということは基本的にできなくなってしまいました。それを受けまして、各課でこういった基準をつくって、それぞれ自分たちの課で、例えば外部委託をする場合には機能がちゃんと万全に保たれているのかも含めまして、チェックシートに基づきましてそれぞれチェックをしていただくという形に変わりましたので、委員のおっしゃるとおり、

各課における責任というものは非常に高まっていると思っております。事務局としまして、新法に係る各課宛ての研修ですとかを行っております、それぞれの課で遺漏なくそういった手続ができるような仕組みづくりというのは進めているところでございます。

その上で、委員からいただきました(3)の要配慮個人情報、条例要配慮個人情報、具体的には、要配慮個人情報は法に定められた要配慮個人情報で、本人の信条ですとか病歴といったものが含まれるもので、条例要配慮個人情報につきましては、ドメスティックバイオレンスに係る記述ですとか、その3項目につきましては、あるものについては審議会に事後報告させていただくと。区としては、こういった要配慮個人情報、条例要配慮個人情報のほうが、ほかの個人情報と比べても非常にセンシティブなものであるということも含めまして、単に事前の決裁だけにとどまらず、事後的に報告し、こういった事象があったということは引き続き共有させていただきたいと思っております。

ですので、法で定められてもうできなくなってしまった部分につきましては、区内部での決裁とさせていただきますが、引き続き、重要な部分につきましては審議会に報告等をさせていただきまして、皆様の意見を聴きながら、個人情報の保護に向けて進めさせていただきたいと考えております。

会長 委員、よろしいでしょうか。

ほかに質問、御意見等々はございますでしょうか。大丈夫ですか。

では、新しい運用が始まるといいますでしょうか、この4月1日から始まっているわけでありませうけれども、いわゆる住民チェックの仕組みが大きく変わったということで、この仕組みがうまくいくかどうかについては、世田谷区はじめ多くの自治体が走り出しているわけですが、ぜひ世田谷区におきまして、この仕組みについてどのような状況なのか、内部チェックをしつつ、場合によっては、そもそもこの大きな制度自体に問題があるのかなのか、あるいは制度は問題がないけれども、具体的に今作っていただきました様々な審査基準に基づく内部チェックが運用上きちんとうまくいっているかどうかについては、その都度チェックといいたうでしょうか、立ち止まって考えていただきまして、もし問題があれば審議会にぜひ御意見、あるいは審議の諮問をしていただくという形にさせていただければと思っております。こういう状態ですので今すぐのお答えは難しいかもしれませんが、内部で調整していただいた上で、どこかのタイミングで、半年とか1年とかというところで、この運用がうまくいっているかどうかについての総合的な御報告と審議会での議論というのがあったほうがいいのかと思っておりますので、それ

については少し内部で御検討いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

区政情報係長 かしこまりました。

委員 先ほど質問をしないで、後から質問させていただいて申し訳ございません。管理責任者とかいろんな方たちがいらっしやる中で、別票とか、審査基準のフォーマットの記入をされると思うんですけども、実際どなたが書かれるのかがちょっと気になりました。

まず、別票というのは、この事務に携わる職員の方が書いて、個人情報保有に関する審査基準というのは、管理責任者と呼ばれている方が書くのか、担当者の方が書くのか、ということがちょっと気になりまして御質問させていただきました。

区政情報係長 実務上、審査基準におきましてはそれぞれの課で作成するんですけども、それぞれの課の事務担当者のほうで一度案を作成し、文書の決裁ということで課内で決裁を取って、課長まで必ず確認をいただいた後、区政情報課で取りまとめるという形にしております。まずは、契約事務や個人情報の保有に関して、どういったものを保有しているかということが一番知っている事務担当者が作成している所管課が多いと伺っておりますし、こちらをそれぞれの所管課の課長が作成といいますか、記載しているかどうかはこちらで調べ切れていないんですけども、原則としましては、担当者が作成し、課内決裁を取っていると承知しております。

委員 そうなりますと、今のような非常に個人情報に関して慎重に対応しなければいけないものを、基本的には、担当者の方たちが研修を受けたり、現在の時点では動画で内容を勉強されたという、そういう状態の中でチェックをしていって、最終的には課長さんがチェックをします。基本的には、とにかく担当者が考えていくという理解でよろしいのでしょうか。

区政情報係長 そうですね。基本的に、課として作成するものになりますが、課の中での作成方法は様々ございます。担当者個人だけが考えればいいという話では当然ないとは思いますが、一応事務ベースでやるに当たって、担当者が作成、それぞれの課で決裁という例を一応想定しております。担当者ですとか課につきまして、それぞれこちらからバックアップもさせていただいておりますので、担当者が置いてきぼりにならないような形でのフォローはさせていただく予定でございます。

委員 どうぞ慎重に取り扱っていただければと思います。

会長 では、今出ました様々な意見も踏まえまして、ぜひ慎重な、的確な運用を進めていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

委員 あくまでも一般論として教えていただきたいんですが、58ページの外部提供の審査基準（別票）というところに、一番最初の項目で、「法第69条第1項 『法令』に基づく提供」という部分で、弁護士法の話が載っていると思うんですね。こういう議論が盛んになる以前は、弁護士の先生の、いわゆる市民の言葉で言うと特権みたいなのがあって、例えば民事裁判とか家庭裁判所なんかで、夫婦が別居していて何か裁判を起こす際に、相手の現住所の確認のような形で、弁護士の方は自由にと言うと変ですけども、住所確認などの意味を込めて、弁護士の方が依頼されている人から、要するにその人が原告である場合、相手の被告の現住所を確認するために住所録を取るとか、場合によっては現在の家族背景などを確認する意味で戸籍なども取れたという話を聞いたことがあります。

実際、つい最近までですけども、弁護士事務所の中には、その特権をビジネスとして特定の週刊誌の編集部なんかと提携して、いわゆる社会の注目を浴びるような悪質なニュースになるような刑事事件を犯した人物像を取材するに当たって、編集部の側が弁護士の特権を利用して、弁護士に手数料を払って、いわゆる容疑者の自宅とか親戚関係を洗い出してしまう編集部も実際あったと聞いています。

今後は弁護士といえども、そう簡単には、例えば訴訟の相手方の現住所確認なども、その相手方の本人の確認を取らないと、そういった現住所確認みたいなものもできなくなるのでしょうか。これは一般論としてちょっと教えていただきたいんですが、お答えできる範囲で結構ですけども、よろしくお願いします。

区政情報係長 お答えさせていただきます。法令に基づく提供ということで、個人情報を提供する際に本人の確認を求めるという部分につきましては、新しい法ではそうになっておりますが、令和5年3月31日までの制度につきましても、弁護士からの照会かつ個人の確認という部分につきましては、従前どおり行っていた部分でございます。ですので、相手方がどういった人なのか、その目的はという部分につきましては、従前の条例で行っていた部分、それから、4月1日以降の法律に基づいて行う事務、どちらにつきましても取扱いにつきましては大きな変更はございませんが、この法令が変わってそれぞれの所管課での審査基準をつくってというところもございますので、その部分がそれぞれの所管課で迷うことのないように、法令に基づく提供の場合はどういう取扱いにしますかという話は、引き続き所管課には説明を続けていきたいと思っております。今後そういう取扱いの変更があるかといいますと、大きな取扱いの変更なく、従前どおり行わせていただいている部分ではございます。

委員 要するに、弁護士の先生については、引き続きそのような、私は特権という言葉を使ってしまいましたけれども、多分、弁護士法に基づく話ではないかと思うんですが、所在確認みたいなことは、弁護士の先生であればこういう審査を経ずに請求はできるということなんでしょうか。簡略に言えば、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか。

区政情報係長 職務上の請求の話と、弁護士法に基づく請求の話が、ちょっと個別に分けて……。

委員 混乱しているかもしれません。私の理解不足です。そこで、ちょっと教えていただきたいんですけども。

区政情報係長 一応、職務上の請求に関しては従前と異なるところはないので、法令に基づく提供の部分についても……。

委員 従前どおりですか。

区政情報係長 そうですね。変わるところは、基本的にはないとお考えいただいて大丈夫です。

会長 もし 委員から補足があれば、大丈夫ですか。

委員 今の話は、職務上請求というのは弁護士だけではなくて、ほかの士業も含め、税理士だろうが、司法書士であろうが、行政書士であろうが、戸籍法とか、住民基本台帳法に基づいて住民票なり戸籍を取ることができます。それはもちろん自分が受任した事件の範囲で必要最小限の範囲です。

さっきの話で、もちろん勝手に家族構成を知りたいとかで取ったりは、私も当然したことないですし、それはできないです。訴えるに当たっては被告の住所地がどうしても必要なものですから、そういう形で調べる。仕事をするために、最小限必要な範囲でできるという形ですね。

あと、弁護士法23条の2に基づく請求というのが、弁護士法に基づいて請求できるという部分が一部あります。それは、住民票とか戸籍とかの話ではなくて、ある事件において、例えば債務名義判決とかがあって、これだけの事情があるから 弁護士会で一応チェックも入ります。本当に請求していいものかどうかというチェックの上で、弁護士会として担当の組織に請求をかけるということとはございます。それは弁護士法に基づくものということなので、今回の条例と、個人情報法保護法の改正とはあまり関係ないような形になっているので、運用は同じになってしまっていると思います。

委員 そうですか。たまたま弁護士法の第23条2という文言が58ページに掲げてあったの

で、そのことをちょっと思いついたので質問させていただきました。ありがとうございます。

会長 委員、ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、ただいまの報告を了解いたしたいと思います。ありがとうございます。

(2)令和5年度世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の開催予定について

会長 では、続きまして、報告事項(2)令和5年度世田谷区情報公開・個人情報保護審議会の開催予定についてお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の66ページ、資料No. 2を御覧ください。

項番1の開催スケジュールにつきましては、2月にお示ししました日程を予定として記載しております。枠下の米印でございますが、地方自治体の基幹業務システムの標準化、共通化に伴いまして、マイナンバー、特定個人情報の取扱いに変更が生じまして、特定個人情報保護評価における全項目評価書につき再評価が実施されることとなりますため、第三者点検が必要になるとの情報がございます。今後、第三者点検のスケジュールを調整してまいります。区民意見募集等、手続の関係もありまして、場合によりましては、ここにお示ししております日程とは別に本審議会を開催することも考えられますため、こうした記載をさせていただいております。

続きまして、項番2、令和5年度の議事内容でございます。(1)個人情報保護制度関係で、改正法、改正条例の運用に関する事項になります。個人情報ファイル簿、個人情報を取り扱う業務については、現在事務局で取りまとめを行っているところでございます。また、個人情報保護管理委員会及び個人情報保護に係る監査については、本年度内の実施に向けて調整中でございます。いずれにつきましても、次回以降、御報告する予定とさせていただきます。

次に、(2)情報公開制度関係でございます。こちらは前回、令和4年度第8回の審議会において御報告した案件です。今後、まずは他区での取扱い状況を照会いたしまして、メリット、デメリットなどを取りまとめた上で改めて御報告したいと考えております。

最後に、(3)その他(諮問案件)でございます。こちらは先ほど説明いたしました米印に関する内容でございます。第三者点検に至るまでの作業を考慮いたしますと、記載のとおり、9月から12月頃に諮問の見込みとなっております。

私からは以上になります。

会長 スケジュールをこのように一応予定しておりますが、よろしいでしょうか。

では、御予定おきいただければと思います。

この件につきましての報告は了解いたします。

(3)特定個人情報保護評価（予防接種実施事務）にかかる提言に対する回答について

会長 では続きまして、報告事項(3)です。先ほど〇〇委員から御意見、御要望もあった件
であります。それも踏まえまして御報告いただければと思います。お願いします。

区政情報課長 資料の67ページ資料No. 3を御覧ください。前回の審議会で報告いたしました
国の個人情報保護委員会への提言につきまして、本年3月17日付で回答がございました。

資料No. 3は、ページが進むにつれまして日付が遡る形となっております。次の68ページが、
区から個人情報保護委員会に対する依頼、続く69ページが、審議会から区長に対する提言、
70ページ以降が提言をいただくこととなりました諮問内容となっております。

ここで、67ページにお戻りください。個人情報保護委員会からの回答でございますが、
新型コロナウイルス感染症予防接種については、実施体制を早急に構築する必要があった
ものであり、これは緊急性があるものとして、緊急時の事後評価の適用対象となり得
るとしたことで、特定個人情報の適正な取扱いについて所管省庁に助言を行う等の取組み
を進めている、そういった内容の回答となっております。

私からは以上になります。

会長 ありがとうございます。先ほど、委員は木で鼻をくくったようなと表現されました
が、大変残念な内容ではあると私自身も思いますけれども、一番大きいのは、緊急性が
ないのではないかという質問をしたのに対して、いや、緊急性があるというふうに押し戻
されてしまっていますので、なかなかこれでは話が通じないだろうと思います。より一
層、国の個人情報保護委員会任せではなくて、どういう形で住民情報を地方自治体自身が
守っていくのかということ、区あるいはそれに伴う組織が考えていく必要があるかなと
は思っておりますけれども、皆さんから御意見、御質問をお受けしたいと思っております。

委員 先ほど冒頭の会議録の確認のところでもお話をさせていただきました。そのことも、
多分、今日、話題となるだろうということでお話をしましたけれども、今、会長からもお

話がありましたが、いわば個人情報保護委員会の事務局長名でのこの回答文書のなるものは、それはそれとして一定の理由を並べているわけですが、ただ、これがいわば緊急性という形でその都度一般化をしていくと、あまり好ましくないなということを強く思っております。

と申しますのは、やっぱり住民の方々の個人情報を直接扱っているのは自治体である世田谷区という身近なところでございますので、そこが、いわば条例改正に伴って、それを前提とする基本的な考え方の議論の中でも繰り返し強調してきたのは、やっぱり住民情報を扱う場合の基本的な考え方と同時に、住民個人、区民個人が情報主体だということをきちんと尊重するという、そして、そのことをどうやってちゃんと保護するかということが問われているんだよということだと思います。

そういう点でも、今後も66ページの今後の開催予定の中でも、諮問案件として特定個人情報保護評価に関わる第三者点検の状況という記述がございますけれども、これなんかも当然そういうことが想定されますから、やっぱり時間がないからといって、また同じようなことの繰り返しにならないように、そのことは強く申し上げておきたいなと思います。

委員 今のような場合に、例えば緊急性を要する場合に、でも、やはり諮問をしなければいけないともしなった場合には、こうやって審議会のスケジュールが決まっていたら、例えば緊急に招集するとか、それは何か担保するとかそういったことになるのでしょうか。ちょっとそこをお聴きしたいなと思いました。

会長 今後でいうと、審議会に対する個別案件の諮問がないですし、何らかの個人情報の利用をする場合に、事前のチェックというのが私たちがする業務からは原則的には外れていますので、なかなか今後こういう形で何らかのチェックをしていくというのは難しいかもしれませんが、区はどうお考えでしょうか。

区政情報係長 突発的な案件があった場合、緊急で招集させていただく可能性はゼロでは当然ないと申し上げさせていただきます。今回、米印でつけております特定個人情報保護評価における第三者点検の件もございますので、項番1の開催スケジュールの横に括弧で予定とつけさせていただいておりまして、必要に応じて、どうしてもこのスケジュールで合わないとなれば、会の開催日時の変更等を含めて委員の皆様にご相談させていただくことがございますので、その際は改めて調整させていただきたいと考えております。

委員 今のデジタル化の時代とか、世の中で緊急性を要するものというのは、あまり手続ば

かりに走ってはいけなと。必要なこと、緊急性を要していろいろと必要になるという事情もあることはよく理解をした上で、ただ、慎重に扱っていただきたい。ただ、ここら辺は非常に判断を、右を立てれば左が立たず、取りあえずいろんな問題があると思うので、とにかく慎重に扱っていただくということで、私は理解させていただいたというふうに思います。よろしくお願いたします。

会長 御指摘ありがとうございます。ほかはよろしいでしょうか。

では、この件については、難しいですけれども了解すると申しましようか、御報告はお受けするという形にしたいと思いますが、いずれにせよ、世田谷区100万都市なわけですので、100万自治体として、国の施策に対しても一定の影響力も、力もあるでしょうから、きちんとリーダーシップを取るような形でやっていただきたいと思っておりますし、区が直接、本来であれば言わなくてはいけなこともいっぱいあると思うんですが、言いづらな場合には、ぜひ審議会に御報告の形ででも結構ですので、意見聴取をしていただきたいと思しますので、引き続きよろしくお願いたします。

では、この件につきましては、報告を了解したいと思します。

次回の日程

会長 では、最後に、事務局より何か報告があればお願いたします。

区政情報課長 それでは、次回の日程でございます。本日の会議次第にも記載しておりますとおり、令和5年度第2回の審議会は8月18日の金曜日午前10時からオンラインで開催を予定しております。開催が近づいてまいりましたら通知をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

会長 ありがとうございます。そのほか、何かありますでしょうか。

委員 次回以降の審議会の開催の予定が決められました。次回についても、8月18日はオンライン開催ということになったわけですが、このところコロナ禍の影響もあってリモート開催がいわばメインになってきたわけですけれども、特にリモート開催はリモート開催で内容的にも議論はできるんですけれども、やっぱり審議会というのはリアルであることが、いろんな提案者、あるいは報告者、あるいは各委員さんの相互のニュアンスも含めて、そこでお話しができるというのがこういう審議会の大きな強みだろうと思しますので、コロナ禍の関係、最近の厚労省の専門家会合の報告でも、今の第8波を超えるような

9波というのも一部言われておりますけれども、今後、できましたらオンラインがメインでずっとというのではなくて、どこかでリアル開催ということも行う。場合によっては、リモートとリアルと併用というハイブリッドの形も考えて、そして、お互いの委員相互のある意味では息遣いも含めて、それを受け止めながら議論ができるような環境ができると、よりよろしいかなと、これはあくまでも私の意見、要望ですけれども、そのことを申し上げておきたいと思います。

会長 ありがとうございます。同じような御要望は個別にも既にお聴きもしておりますけれども、事務局のほうで御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかはよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

3. 閉 会

会長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。